

岐阜工業高等専門学校環境都市工学科教員公募要領

1. 職名・人員 助教 1名
2. 所属学科 環境都市工学科
3. 専門分野 地盤工学分野 または 水工学分野
4. 担当科目 地盤工学分野：地盤力学，地盤工学，その他の講義と実験・実習，卒業研究，および専攻科先端融合開発専攻の講義と実験・実習，特別研究等
水工学分野：水理学，流域圏工学，水文水資源学，その他の講義と実験・実習，卒業研究，および専攻科先端融合開発専攻の講義と実験・実習，特別研究等
5. 応募資格 以下のすべてに該当する方
 - (1) 博士の学位を有する方 または 取得見込みの方※，もしくは技術士取得者で博士の学位取得を目指す方※※
※採用時に博士の学位が取得見込みの場合は，5年間の任期付き助教として採用し，その間に学位（博士）を取得できれば，その時点で任期を定めない雇用に切り替えます。
※※採用時に博士の学位取得を目指す方は，概ね10年以内の取得を目安とします。
なお，本校には，学外定期研修や業務軽減等，博士号取得を支援する制度があります。
 - (2) 高等専門学校の教育，研究および地域連携に理解と熱意があり，心身ともに健康で明朗な方
※高専では，大学とは異なり，授業・研究に加え，学級担任，クラブ活動の指導，学生寮での教育・生活指導，学校行事や研修旅行の引率，保護者対応など，学生指導に関する業務も担当していただきます。ご理解の上ご応募ください。
6. 採用予定日 令和9年3月1日以降できるだけ早い時期
7. 提出書類
 - (1) エントリーシート（写真貼付，E-mail アドレスを記載のこと）様式2
 - (2) 著者・論文等一覧（学会等の口頭発表を含む）様式3
 - (3) 著書・論文等の別刷（コピー可，主要なもの3編程度）
 - (4) (3)の概要（論文毎にA4用紙1枚程度，様式自由）
 - (5) 教育及び研究に関する抱負（A4用紙，2000字程度）様式4
 - (6) 誓約書（「こども性暴力防止法」関連）様式5
 - (7) 所属長（または指導教員）の推薦書（別封，親展，様式自由）
なお，推薦者の方には応募に関する参考意見を伺うことがあるので，所属，連絡先（住所，電話番号）を添えてください。また，「学位取得見込み」の資格で応募される場合は，学位取得への見通しについて推薦者の所見を推薦書へ記載してください。
※提出書類に含まれる個人情報，選考および採用以外の目的には使用しません。
※(1)，(2)，(5)，(6)については所定の様式によること
8. 応募締切日 令和8年11月30日（月）必着
9. 選考方法 第1次選考：書類審査
第2次選考：第1次選考合格者を対象に面接審査（模擬授業を含む）
（面接にともなう旅費，宿泊費等は応募者の負担とします）
10. 書類提出先 〒501-0495 岐阜県本巣市上真桑 2236-2
岐阜工業高等専門学校 総務課 人事係 宛
※封筒に「環境都市工学科教員応募書類在中」と朱書し，簡易書留で郵送のこと。
なお，応募書類は原則として返却しません。返却を希望される場合は，住所・氏名を記載した宅配便の伝票（着払用）を同封してください。
11. 勤務条件
 - (1) 給与：独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則に基づき決定します。
 - (2) 勤務時間：原則 月～金 8:30～17:00（1日7時間45分）。ただし，学校行事やクラブ活動等に応じた変形労働時間制を採用しています。
 - (3) 社会保険：文部科学省共済組合に加入。労働保険：雇用保険・労働保険加入
 - (4) 試用期間あり：独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則により，教職員として採用された者には，採用の日から6か月の試用期間を設けることとなっています。試用期間は，勤続年数に通算されます。給与等の待遇について，試用期間であることを理由とした差異はありません。
12. 問い合わせ先
 - (1) 教育および研究に関すること
岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科長 水野 剛規
Tel: 058-320-1394, E-mail: mizuno-y@gifu-nct.ac.jp
 - (2) その他 事務的なこと
岐阜工業高等専門学校 総務課 人事係長
Tel: 058-320-1219, E-mail: jinji@gifu-nct.ac.jp

13. その他 (1) 公募の詳細については、必ず本校ホームページ（学校案内）を参照してください。

<https://www.gifu-nct.ac.jp/>

(2) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

(3) 採用後、キャリア形成の一環として、本人の意向を確認のうえ、国立高専間で異動をすることがあります。

(4) 本校では男女共同参画を推進しており、女性の採用を積極的に進めています。